

国際すず協定と市場崩壊

入江成雄

- 一、すずの生産と消費
- 二、国際すず市場の構造
- 三、第二次大戦後における国際すず協定
- 四、国際すず協定のもとでの市場の推移
- 五、価格の高位安定化とすず危機
- 六、すず市場の将来

一、すずの生産と消費

すずは東洋の金属ともよばれるように、マレーシア、タイ、インドネシアが最大生産国であつて、一九八二年の採鉱量でみると、この三国で世界生産量の五〇%近くを占める。⁽¹⁾ とくにマレーシアは世界一の生産量を誇り、クアラルンプール周辺に有力な鉱床を有している。さらに、ボリビアの生産量が大きいが、最近ではブラジルが主要生産国として台頭してきた。ブラジルのすず粗鉱は高品位であり、また累積債務の返済に追われる同国にとって、すず輸出（推定三億ドル）は重要な外貨稼得源となつていて。

東南アジア諸国、とくにマレーシアのすずは母岩から風化・分離した砂すずの状態で产出され、鉱床自体が土砂で構成されているために、水圧ポンプや浚渫機による採鉱ができる。したがつて、山すずの形で产出されるボリビアのすずと比べると、マレーシアのすずの採鉱コストははるかに安価であるといわれる。こういった事情を反映して、マレーシアなどの東南アジアの生産国が低成本生産国であるのに対し、ボリビアは高コスト生産国である、というような色分けができる。

マレーシアのすず採鉱業では、水圧ポンプ（グラベル・ポンプ）による採鉱方式と浚渫機（ドレッジング）による採鉱方式とが併存している。水圧ポンプ方式は主としてマレーシア国籍の中国人からなる比較的小規模な採鉱業者によつて採用され、浚渫機方式はヨーロッパ系の比較的規模の大きい採鉱業者によつて使用されているようである。また、マレーシアにはきわめて多くの中小規模の採鉱業者がいるが、かれらが採鉱した粗鉱はマレーシア・スメルティング・カンパニー（MSC）とダトー・クラマット・スメルティング（DSK）という英国系

の二大製錬会社によつて製錬加工のうえ販売されている⁽²⁾。

すず産業はアルミニウムや銅などの他の鉱産物産業と比べると垂直的統合の傾向がそれほど強くなく、とくに上流部門（後方）への垂直的統合はほとんどみられないが、その代りに水平的に統合される傾向が強い。すでに一九二〇年代後半の段階でも、イギリス（ロンドン・ティン・コーポレーション）、オランダ（N·V·ビリトン）およびボリビア（パティノ・マイニング・コーポレーション）の多国籍企業間での金融的結合が進行し、この金融的結合を中心にして生産者連合が結合され、それが生産国カルテルの母体となつた、と言われるほどである。第二次大戦後も第三世界諸国による資源ナショナリズムの台頭があり、それを契機に資源産業の国有化が進展しつつあるとはいっても、この分野では依然として多国籍企業間の結合は強く、後述するすずシンジケートの存在もそういった背景のもとに考慮されるべきであろう。このような事情を念頭におきつつ、以下、第二次大戦後の国際すず資本の状況をざくざく簡単にみてみたい。

すずに関わる資源産業は主として採鉱業、製錬業、流通業および大口需要家から成るが、現在、世界のすず採鉱は民間企業と国営企業の両者によつて行われている。ただし、それらの採鉱業を実質的に支配するのは、国際すず資本であることに注目すべきである。たとえば、世界最大のすず生産国であるマレーシアでは国営企業PERNASが支配的であるように外見上はみえるけれども、実際には同国の企業支配構造はこの二〇年間ほとんど変らずPERNASの支配力は決して大きくなく、採鉱は全部といつてよいくらい民間部門によつて行われていて、それらの民間企業を実質的に支配するのはロンドン・ティン・コーポレーションである⁽³⁾。そればかりではない。このロンドン・ティン・コーポレーションの子会社であるアングロ・オリエンタル社はマレーシアのすず

採鉱量の二〇%強を支配するが、このグループは第二次大戦以前からボリビアに大きな採鉱権をもつていたパテイノ・マイニング・コーポレーション⁽⁴⁾と提携するとともに、シンガポール資本であるタイガー・バーム社の子会社であるハウパー・ブラザーズ・インターナショナル社とも緊密な関係にある。そして、次に、このハウパー社の大株主が英國資本のチャーター・コンソリデーティド社である、という始末である。

また、世界第二位のすず生産国であるインドネシアにおいては、一九六七年以前にはすずの販売権は一手に国営企業によつて握られていたが、六八年以降になると國際資本の参加があり、オランダ企業N·V·ビリトン（シエルの子会社）、オーストラリアのBHPなどが試掘契約を許可されている。次に、世界第三位の生産国であるタイの状況をみると、この傾向は一層顕著であつて、同国唯一の製鍊会社であるタイランド・スマルティング・エンド・リファイニング・カンパニー（THAISARCO）はユニオン・カーバイトおよび前述のN·V·ビリトンの二大多国籍企業とタイ政府の共同所有であるものの、これらの多国籍企業はタイ国内に広範囲にわたる共同採鉱権益を所有するのみならず、シンジケードを結成し、イスに本拠のある共同販売会社をもつ、と言われる。⁽⁵⁾ 総じて、世界のすず産業にあつては、ロンドン・ティン・コーポレーション、パティノ・マイニング・コーポレーションおよびN·V·ビリトン、さらには、これまでのところふれなかつたが、ザイール・ティンの背後にいる南アのアングロ・アメリカンコーポレーションの支配力がきわめて強いと言えそうである。

一方、すずの消費面をみると、すずは空氣中でも水中でも安定していて腐食されず、展性、延性が高く、圧延して薄い箔にすることができる。こうした特性をもつところから、すずはメツキ用に使用され、ブリキにしたり、あるいはかん詰めなどの食かんに使用されることが最も多い。また、鉛と合金にしてハンダとして使用されることが多いし、アンチモニーや銅と合金にしてホワイトメタルに加工され、軸受け合金などにも使用されている。

ごく大まかに言うと、日本での用途はブリキ用が全体の四〇%弱、ハンダ用としてVTR、OA機器、カラーテレビなどに使用されるものが三〇%程度、残りが合金、その他となつていて、明らかにブリキ用の比率が最も高いが、ブリキ生産者間には「ブリキ輸出クラブ」があつて、それはブリキ輸出業者間の市場分割を調整する機能を持つと言われる。⁽⁶⁾

二、国際すず市場の構造

すず産業の特徴の一つは過剰生産と品不足（超過需要）が交互に繰り返されることであり、その原因はすずの世界消費量が毎年大幅に変動し、そういう需要の変化に起因する価格変化に対し一部の採鉱業者の生産能力が過度に反応することに求められる。とくに需要が激増し価格が騰貴すると、生産能力が過度に拡大されるが、やがて需要が減退すると、生産能力と実際の生産量との間にギャップが生じ、ここに過剰生産が発生する。そして需要減退からすず価格の低迷が続くと、そのうちに限界的鉱床が放棄され、生産拡張計画が断念もしくは延期されることになる。⁽⁷⁾

第一次大戦後の国際すず市場においても、これと同じような状況がみられ、大戦中の需要増加とそれに起因する価格上昇に刺激されて、生産能力が拡大されたものの、すずの場合には懷妊期間が長いために需要が激減した戦後になって、その投資効果があらわれはじめ、その結果、過剰生産とそれに伴う価格下落が生じたのであつた。そして、そのような状況に対処するために実施されたのが、一九二〇年代初めのすずの市場統制計画であつた。すずの市場統制計画は一九二一年二月にマレー連邦諸州とオランダ領東インド諸島によつて結成された政府間

協定であるが、それは当初から、輸出割当による生産制限と緩衝在庫操作という二つの方式を併用するものであった。とくに後者はバンドン・プールとして知られ、協定の運用機関が価格低落時に生産地域で蓄積された二〇、〇〇〇メートル・トン（MT）にのぼるすずの余剰在庫を買い上げて、すず価格が回復するまでそれを保有しておくというものであった。このようにして買い上げられたすず在庫は一九二三年四月から一四年一二月にかけて売却処分されたが、この期間は景気上昇時に相当し、すず価格が上昇していたために、協定運用機関はそれによつてかなりの利益をあげることができたのであつた。⁽⁸⁾

こうした緩衝在庫保有の基底には、次のような配慮がある。まず、生産者＝輸出者は、かれらが十分な在庫を保有するならば、消費者の保有する在庫ははるかに少なくてすむはずである、と考えた。そうすると、輸出者が緩衝在庫を保有することによって、かれらの資金的負担は増大するけれども、その反面、輸出者は市場で有利な立場を確保することができ、市場へのすずの供給量を削減することによって価格を吊り上げることができるとともに、景気上昇時に価格が騰貴したときに在庫を市場に放出すれば、きわめて大きな利益を得ることができたのであり、これはある種の投機的思惑にもとづく行為である、とみなすことができよう。

また、この一九二一年の統制協定は一九二九年に終結したが、前述したように、当時イギリス、オランダおよびボリビアのすず製鍊業者間で資本的結合が進行し、一九二九年にはこの資本的結合を中心としてすず生産者連合（TPA）が結成された。そして、一九二九—三〇年にはTPAは自発的な生産制限計画を設定し、それはマレー連邦諸州以外のすず生産者の協力を得ることができた。だが、すず市況が悪化するに伴い、それまでは生産制限計画に乗り気ではなかつたマレー連邦諸州とオランダ領東インド諸島の政府もこの計画を受け入れ、協定は一九三一年三月一日に国際すず統制計画として発効している。

一九三一年のすず統制計画も政府間協定の形をとるものであつて、当初の加盟国はイギリス領マラヤ、ナイジエリア、オランダ領東インド諸島およびボリビアであつたが、その後シャムがそれに加盟することになる。こうして、この協定は数次にわたり更改されて一九四二年まで存続した。この統制計画も前回の協定と同様に緩衝在庫方式を併用し、一九三一年以降何回にもわたつて、緩衝在庫が価格低落時に買い上げられ、価格高騰時に市場に放出されている。しかしながら、協定の存続期間中、すず価格は概して不当に高い水準に維持されたのであり、たとえ価格高騰時に緩衝在庫が市場に放出されたにせよ、市場への放出量は常に比較的低い水準に抑えられたために、それは価格高騰化の抑制には効果的ではなかつたようである。⁽¹⁰⁾

したがつて、この統制計画はすず価格の引き上げには寄与したが、価格安定化に寄与したとは言いがたいのであって、それは、このような施策を採用した場合に価格高騰化を抑えるはずの緩衝在庫の市場への放出量が不十分であることを意味するものであろう。だが、より重要なことは、この市場統制計画がオブザーバーとしての大口需要家の協定への参加を認めているといふものの、それは本質的にはカルテルであつて、あくまで生産国もしくはその背後にいる生産者のために価格を高位安定化させようとする施策の域を出るものではなかつたという点である。

三、第二次大戦後における国際すず協定

第二次大戦後の国際すず協定の誕生を論ずるにさいしては、まず戦後の国際商品協定が出現するにいたつた経緯についてごく簡単にみておく必要があろう。

すでに戦前の一九三三年六一七月にロンドンで開催された国際連盟の世界金融経済会議において、政府間の国際商品協定が当時の世界不況からの回復を促進する手段として討議された。そして、この世界金融経済会議の勧告を受けて締結されたのが、第二次大戦の勃発によつて正式に発効するにはいたらなかつた砂糖に関する一九三七年の国際協定であり、また一九三三年の国際小麦協定であつた。さらに、大戦末期の一九四三年五一六月にホーツスプリングスで開催された国際連合食糧農業会議でも、戦後の国際商品協定が果すべき役割やそれに適用される一般原則などが討議され、それがやがて一九四八年の国際貿易憲章（ハバナ憲章）に具現化されることになる。

一方、戦前的一次産品に関する市場統制計画が第一次大戦後の過剰生産に対処するための施策としての性格が強かつたのに対し、第二次大戦後の商品協定は、経済的繁栄に必要な貿易と原料の確保に関して平等な条件で接近するという、大西洋憲章の理念にもとづく「世界貿易と雇用の拡大計画」の一環として位置づけられてきた。こうした状況を背景に戦後の国際商品協定に適用されるべき一般原則および手続は国際貿易憲章のなかに組み込まれ、国連のイニシアチブのもとに運用されるわけである。

よく知られるように、国際貿易憲章は今日のガット機構の基礎となつてゐる。だが、そうなると、なぜこのよう自由貿易を標榜する国際貿易憲章が一次産品貿易の市場組織化という、自由貿易原則に反する国際商品協定の締結を認めることになつたのかが、疑問とされよう。この間の矛盾は、次のように考えることによつて解決できそうである。すなわち、ある種の一次産品については需要・供給の価格弾力性が低い等の理由から、需給の不均衡、余剰在庫の累積、過度の価格変動などの困難が伴い、それが自由貿易によつて主導される世界貿易の拡大・発展の障害となりうるので、むしろ自由貿易原則の例外条項として一次産品貿易への公的機関の市場介入を認め

ることによつて、世界貿易全体の拡大・発展を図る方が賢明である、と考えられたためであろう。

したがつて、少なくとも当初の段階では戦後の国際商品協定は戦前の市場統制計画のようにカルテル的性格の強いものではなく、貿易の自由・無差別を指向する市場メカニズムにもとづく経済と両立しうるものとして設計されたのであつた。それゆえにまた、公的機関による市場介入は一時的な過剰生産に起因する短期的な価格変動の発生に限られるべきであり、価格の長期的高位安定化を図る施策ではない、と解釈されたのであつた。さらに、戦後の商品協定のもう一つの特徴は、それが国連を中心にして締結された政府間協定であるとともに、消費国の参加が認められ、しかも生産国と同等の投票権が消費国に認められた、ということである。

第二次大戦後の国際すず協定（ITA）もこの例外ではなく、ITAは国連のイニシアチブのもとに結成され、国連の関連機関である国際すず理事会（ITC）によつて運営されてきている。また、一九五四年六月に批准された第一次ITA⁽¹⁾から今日の第六次ITAまでの間には糸余曲折があり、緩衝在庫の保有量、価格帯の設定、加盟国、輸出制限の実施方法などが何回となく変更されたが、ITAの価格安定化メカニズムはほぼ次のようなものである。

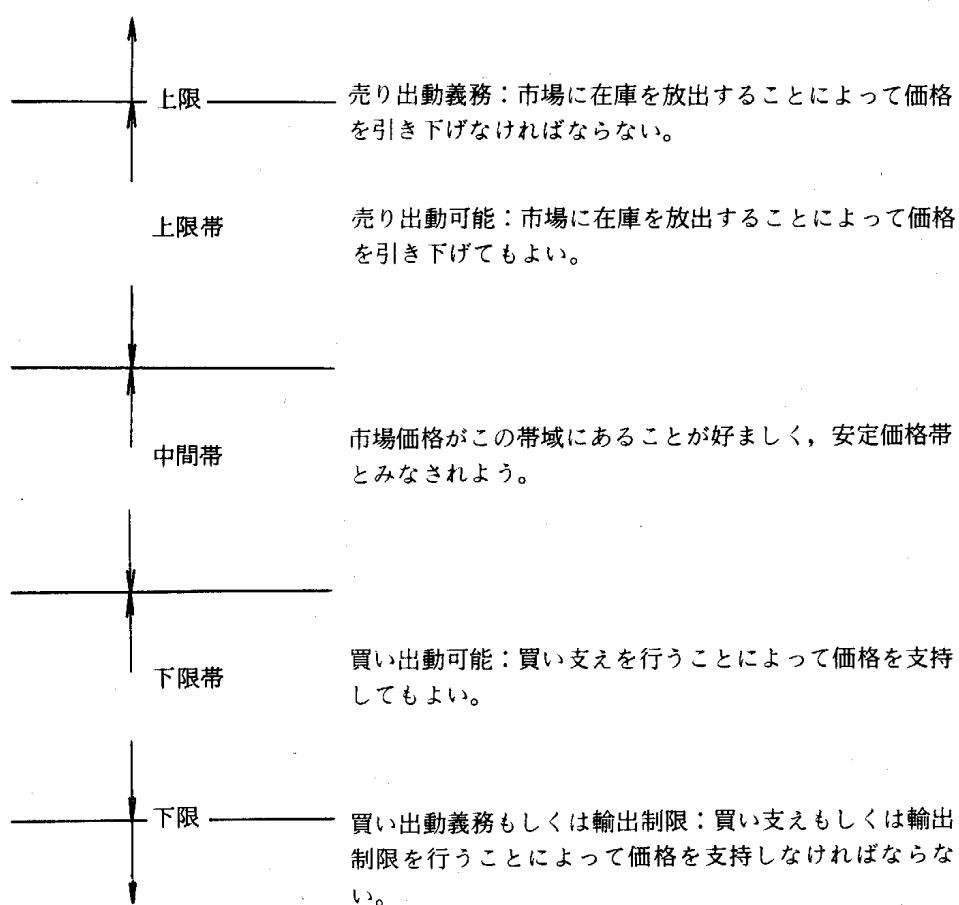
まず、図1に示されているように価格帯を三分して、上限帯、中間帯および下限帯に分け、緩衝在庫操作はこの価格帯に従つて行われる。すなわち、ITCは上限帯では市場価格の下落傾向を逆転させるために市場に買い出動することができるが、中間帯では市場介入は行われない。さらに、市場価格が上限にまで上昇したとすれば、ITCは緩衝在庫を放出して市場価格を引き下げなければならないし、逆に市場価格が下限にまで下落したとすれば、ITCは買い出動することによつて市場価格を引き上げなければならないのであつて、これらの上・下限価格が介入義務価格

とよばれるゆえんはここにある。

次に輸出制限についてふれると、第一次協定は、市場価格の低落時に ITC が買い支えを行うことによって緩衝在庫が蓄積され一〇、〇〇〇メートル・トン (MT) 以上に増加したときにかぎり、ITC は輸出制限に訴えることができる、とされていた。ところが、一九六一年二月に批准された第二次協定ではこの条件が緩められ、緩衝在庫が五、〇〇〇MT になつたときに、ITC は輸出制限を実施できるよう変更されたし、また一九七四年の第四次協定以降になると、ITC は三分の二以上の賛成票が得られるならば、緩衝在庫がどのくらいあるのかに関わりなく、輸出制限を実施できるよう再変更されている。

ところで、ITA は「理想的な国際商品協定」であり、最も円滑に運用されてきた商品協定であると言われる。だが実際には、IT

図1 國際すず協定の価格帯



Aの運用成果はあまりよくなかった、としか言えないであろう。しばしば市場価格は上限価格以上に騰貴したし、下限価格を割つたこと也有つた。また、市場価格が暴騰したために、何度も価格帯が修正され引き上げられるという事態も発生している。なお、市場価格が上限に達したもの何とか上限を超えることなくITAが危機が脱したこともあつたが、それがITCの在庫放出によるのではなく、アメリカの一般調達本部（GSA）が保有する在庫の放出によるところが大きかつたという事実も忘れてはならない点である。

四、国際すず協定のもとでの市場の推移

第二次大戦後のITAは、いわゆる一次産品ブームが発生した一九七〇年代の初めまでの期間には、在庫の枯渇あるいは買い支えのための在庫資金の消尽を体験したことはあつたとはい、曲りなりにも成功裏に運用されてきた、と言えそうである。ところが、一九六〇年代後半から開発途上諸国における資源ナショナリズムの高揚があり、UNCTADを舞台とする南側諸国の力の結集によつて、商品協定の目的も一次産品価格の短期的変動の緩和という、それまでの域を出て、価格の長期的高位安定化へと移行していく、次第に新しい寡占機構としての性格を強めてきている。だが、その結果生じた一次産品価格の大幅引き上げが、ITAをはじめとする国際商品協定の存続そのものを危くしつつある、と解釈することができる。⁽¹²⁾ここでは紙幅の都合上、一九五〇—六〇年代におけるすず市場の推移に関する説明は割愛し、七〇年代におけるすずの価格動向との関連のもとに、ITAが今日抱える問題についてみるとしたい。

一九七七年六月に発効した第5次ITAは、その目的の一つとして「生産者にとつて採算がとれる活発かつ上

昇的な生産の達成、消費者にとって公正な価格による十分な生産と消費との間の長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること⁽¹³⁾を強調する。また、他の国際商品協定にも同じような規定を見出すことができ、「公正な価格」という表現がしばしば使用されている。この「公正な価格」は前記の引用文の後半部分に述べられている「生産と消費との間の長期的均衡の維持」と両立しうるものでならないのであるから、それはまた「長期均衡価格」と言いかえることができよう。

そして、こういった長期均衡価格の推定が「すべての価格安定化施策につきまとう決定的に重要な問題」⁽¹⁴⁾であるとともに、その問題の解決こそが「国際商品協定を効果的に運用するうえでのキーポイント」⁽¹⁵⁾であると言われる。もう少し具体的に言うと、緩衝在庫方式の国際商品協定の場合には、もし長期均衡価格を過少に推定し、それに従つて価格帯を低すぎる水準に設定すると、緩衝在庫は常に売りにまわり、結局は在庫が枯渇してしまうし、逆に長期均衡価格を過大に推定し、価格帯を高すぎる水準に設定すると、緩衝在庫は常に買いにまわり膨大な在庫が蓄積されてしまうことになる。あるいは、輸出割当方式の商品協定の場合には、価格帯が長期均衡水準よりも低すぎるところに設定されれば、そのような価格では採算がとれない生産者が多数発生することになるから、市場は超過需要に陥り、価格はやがて騰貴することになるし、逆に価格帯が長期均衡水準よりも高すぎるところに設定されるならば、高価格によつて非加盟国の生産能力が刺激され、その生産が拡大されることから、最悪時には市場が供給過剰に陥つて、商品協定自体が崩壊することになりかねない。

しかしながら、長期均衡価格の推定には技術的な困難が伴い、それをどのように推定するかは、いまだに解決をみていない問題なのである。また、このように長期均衡価格の推定が事実上不可能であるために、消費諸国は商品協定の価格帯をできるだけ低い水準に抑えようとするし、逆に生産諸国は価格帯を引き上げようとして、こ

ここに消費諸国と生産諸国との利害関係の対立が生じるわけである。いずれにせよ、価格帯が低すぎるところに設定されるならば、生産諸国から消費諸国への資源の移転が生じ、反対に価格帯が高すぎるところに設定されるならば、消費諸国から生産諸国への資源の移転が生じる、ということになろう。

ところが、商品協定はとかく生産諸国によつて主導される傾向があるし、また一九七〇年代には南側諸国の力の結集によつてかれらの発言権が増大したために、国際商品協定の多くが南側の生産諸国寄りに運用されてきていることは、否定しがたい事実である。さらに、もし国際商品協定が不當に高い水準に価格を維持することによつて輸出所得の大幅増加を図ることを目的とするならば、それはもはや価格安定化施策ではなく、むしろ「公認カルテル」とみなされるべきであろう。OPECがカルテルであるかどうかについては議論の存するところであるが、少なくともそれはカルテル類似の行為ではある。これと同じことが商品協定についても言えそうであつて、商品協定によつて設定された価格帯が高すぎるところにあり、しかも、それにもとづいて決定された価格が市場に支配的な影響を与えるとすれば、商品協定は、OPECに象徴される生産国同盟とともに、一次産品貿易に関する寡占機構の一環を形成することになるのであり、一九七〇年代の石油危機前後の一次産品市場の状況はまさに「新しい寡占機構」の出現という特徴をもつのであつた、とみなすことができよう。

そればかりではない。すずの製錬業者であるユニオン・カーバイトとN・V・ビリトンとの間には共同販売を目的としたシンジケートが結成されていることについてはすでに述べたところであるが、一部の報道機関が最近報告しているように、現在ではシンジケートはさらに拡大され、他の有力な製錬業者もそれに参加しているようである。いざれかと言うと、このような試みは先進諸国の民間企業による市場組織化であるから、すず価格は開発途上諸国を中心に結成されたITAと先進諸国の国際すず資本によつて、いわば二重に保護されてきた、と言え

そうである。あるいは、そう考えるよりも、ITC、主要製錬業者、ジェラルド・メタル社などのいくつかの大手のLME会員およびチャータード銀行などの一六行からなる債権銀行団の利害関係は、価格支持という点では完全に一致しているのであるから、それらを一括してシンジケートとよぶことさえできるかも知れない。

だが、そうかといつて、買い手側が競争上きわめて不利な立場に置かれているかというと、必ずしもそうではなさそうである。買い手側の大手業者の結合について、ミクダシは次のように述べている。

「数人の政府官吏と話をしていて、著者は、すず地金の数少ない大手購入業者が、公式に（購人シンジケートを通じて）、あるいは非公式に（たとえば、ペナンの単一の代理人を支援することを通じて）、共同戦線を張ることによって、また、低価格で指し値をする入札業者をかき集めることによって、ペナンのいわゆる自由市場に対し、価格下降圧力を加えられることを、知った」。⁽¹⁶⁾

これが事実であるとすれば、それを前述の販売シンジケートと重ね合せて考へると、そういうたた市場状態は、売り手と買い手がそれぞれ一つである双方独占の状況に相当するか、あるいは少なくとも、少数の大手の売り手と少数の大手の買い手とが対峙する双方寡占の状況に相当する、と考えられる。

ところで、昨年末から本年の初めにかけて、いわゆる「すず危機」が発生し、先進諸国の債権銀行団を巻き込んでの重大な国際問題にまで発展するかもしれない。そして、ITAが現在当面している問題こそは、前述の商品協定による価格の高位安定化が在庫資金の不足を生みだすと同時に、非加盟国の生産拡大をまねくことにもなるという状況に相当するものである、と考えることができる。

現在、すず地金は主としてクアラルンプールすず市場（KLTM）とロンドン金属取引所（LME）で取引きされているが、これら両市場は密接に連動している。また、生産国・消費国二二カ国からなるITCは、ロンドン

に本拠を置き、すず価格を管理している。すず地金は現物取引のみならず、先物取引の対象ともされており、しかも現物価格と先物価格とは連動しているので、ITCは先物市場にも介入している。さらに、先物取引の場合には、それが実需筋の取引であるのか、それとも投機的な取引であるのかを判断する一つの方法は、先物契約の手仕舞い時の決済が現物の受渡しによるのか、差金決済によるのかという規準である。もちろんこの方法とて絶対的な尺度となりうるものではないものの、それは市場がどの程度投機的であるかを知る、ごく大まかな尺度ではある。LMEのすず取引では、現物の受渡しによる決済は全決済の一〇%弱と推定されるから、差金決済が九〇%以上を占める、ということになろう。この差金決済比率は一見高すぎるようみられるが、先物市場の性格を考慮すると、それは決して高いとは言えない。だが、それにしても、投機玉が総建玉に占める比率が圧倒的に高いことが、ITCによる価格管理を一層むずかしくしているようである。

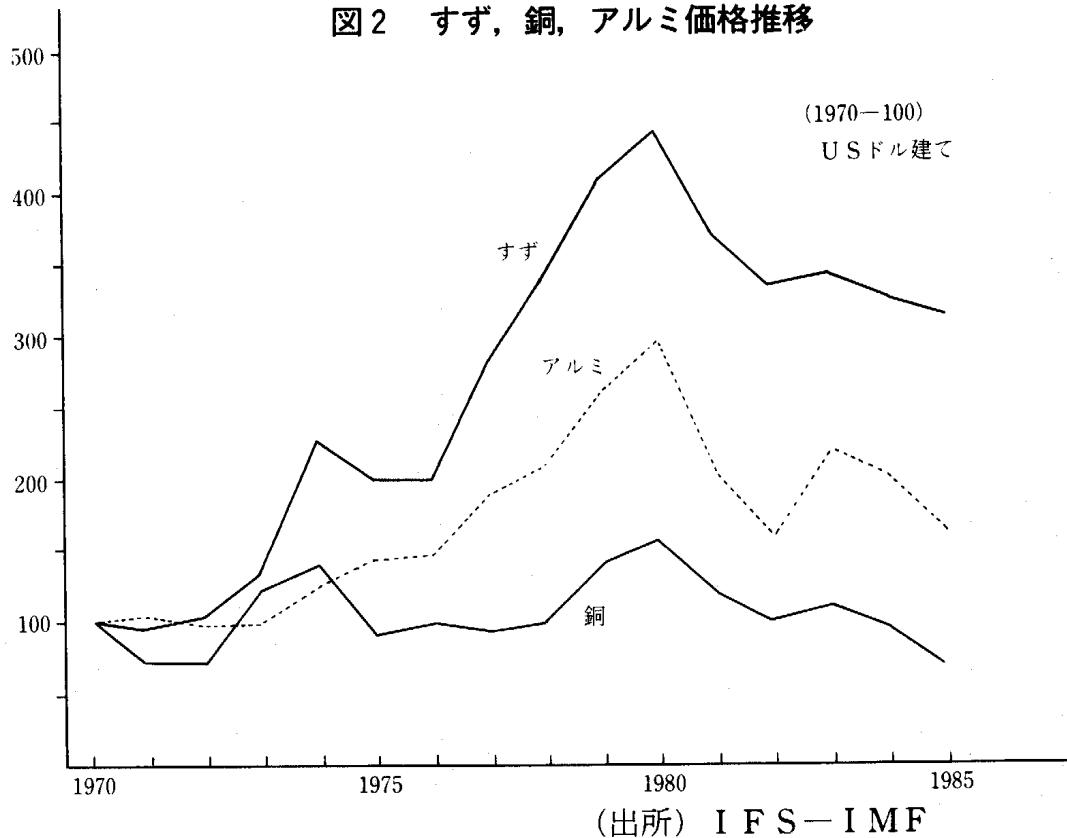
五、価格の高位安定化とすず危機

さて、今回のすず危機が勃発した直接的契機となつたのは、昨年一〇月二〇日の午前中のLME立会い開始直前に、ITCの緩衝在庫管理官が在庫資金が枯渇してしまい、もはや価格を買い支えることができなくなるために、取引の停止を申入れたことである、とされる。すなわち、もしITCの買い支えが行われないままに取引が継続されるならば、市場価格は暴落し、ITCが破産するばかりでなく、ITCの緩衝在庫操作に融資をしていた債権銀行団も損失を被るし、ITCと取引をしていたLME会員の多くも損失を受けると判断されたのである。こうして、LMEは即日に、またKLTMは翌二一日にすず取引を停止し、すずの国際取引は麻痺状態に陥つて

いる。

図2に示されているように、一九七〇年代の中頃から、反落はあつたものの、すず価格は概して大幅な上昇傾向を示してきた。もちろん、この図に示されている価格は市場価格であるので、各年の価格を単純に比較することはできない。だが、インフレによる価格上昇を考慮に入れて、すず価格が高水準に維持されてきたことは、否定できないところである。そして、この事実の背後には、資源ナショナリズムの高揚に支えられた南側諸国の力の結集と、それに支えられたITCによる価格管理がある。とくに最近数年間にわたってITAはすず価格の支持に大きな役割を果してきたのであって、七七年にはトン当たり五、〇〇〇ポンド程度であつたすず価格は昨年初めには一〇、〇〇〇ポンドを超えたし、さらに昨年八月にはITCはすずの売りに出たLME会員を相手に買い占めた姿勢を示すことによって、売り手であるLME会員を窮地に追い込み、ITCの市場介入の威力を誇示したば

図2 すず、銅、アルミ価格推移



(出所) IFS-IMF

かりであった。⁽¹⁷⁾

それならば、なぜ、このように上昇傾向をたどってきた国際すず市場が突如として崩壊の危機に見舞われるようになつたのであろうか。その原因は、すず需要の減退と非加盟国における生産拡大に求められる。すなわち、このような事態の発生は、需要不振と非加盟国の増産によつて国際需給が緩むなかにあつて、「異常な高値で人為的に買い支えてきたとがめが一気に出た」結果である、と考えられる。まず需要面についてみると、たとえばすずの最大消費国であるアメリカの一次消費量は不當に高いすず価格に刺激されての代替商品の開発や技術進歩による節減を⁽¹⁸⁾反映して、一九七〇年の五一、〇〇〇MTから八一年の四一、〇〇〇MTへと二〇%以上の大幅減少を示している。ところが、他方では、世界生産量は高価格に刺激されての非加盟諸国の生産拡大から、この間に一〇%も増加した。こうして、八四年の粗鉱生産シェアでみると、ITA加盟の生産国六カ国のシェアの合計が五九%であるのに対し、非加盟国であるブラジルは近年その生産量を大幅に拡大して一二%を占めるにいたつてゐるし、ボリビアは一%を占めている。さらに、これら二カ国のシェアにソ連のそれ（一五一・六%）を加えると、最大非加盟国（⁽¹⁹⁾）のシェアは四〇%弱となる。したがつて、ITA加盟国のシェアは、それほど大きいとはいえない。そうすると、非加盟国の生産拡大が、加盟国の立場に大きな影響を与えることとなる。こうして、「需要減退と生産拡大とが相まって、すずの世界的供給過剰が発生した」のであり、それが顕在化したのがすず危機であると考えることができよう。

そして、この事実からわれわれが得る何よりも重要な教訓は、人為的な価格の高位安定化がアウトサイダーの生産能力の拡大をまねき、それによつて生じる過剰生産を通して、結局のところ価格安定化機構の崩壊に結びつ

きがちだということである。OPECの場合にも、同じようなことが言えるのであり、今日、石油産業が過剰生産に陥っている原因としては、景気後退で石油需要が低迷しているとともに、代替燃料の消費量が増加していることがあげられるとしても、それにもまして重要なのは、OPECによつて原油価格が大幅に引き上げられたことから、非OPEC諸国の石油生産が刺激され、それらの諸国の生産量が増加しているという事実である。

また、一九二〇—三〇年代の一次產品カルテルの歴史をみても、高価格に刺激されてのアウトサイダーの生産拡大がカルテル崩壊の直接的原因となつてゐるケースが、いかに多いかに驚かされる。そういうた過去の経験としてしばしば引き合いに出されるのは、一九二六年に結成された国際銅カルテルの事例である。その場合には、カルテルのもとでの銅価格の上昇によつて北ローデシアの新規鉱床の開発が刺激され、低コストでの生産が可能であつた。アウトサイダーであるこの北ローデシアの新規鉱床の生産拡大が一九三三年におけるカルテル崩壊の直接的原因となつたのである。さらに、一九二二年に結成された天燃ゴム・カルテルについてもこれと同様の状況を見出すことができるのであって、カルテルによる高価格がアウトサイダーであつたオランダ領東インド諸島のゴム生産を刺激し、こうして実現された生産能力の拡大が一九二八年におけるカルテルの崩壊をまねいた、といふようにこの種の事例は枚挙にいとまがないほどである。

世界景気が長期的に停滞している観のある今日、以上にみてきたのと同様の事態が、他の国際商品協定についても発生する可能性が多分にある。たとえば、UNCTADの一次產品総合プログラムのもとでの第一号の商品協定として成立した国際天然ゴム協定（INRA）は、価格を買い支えてきたことによつて膨大な在庫を保有するにいたり、保有在庫量はINRA規定の在庫限度枠四〇万トンに近づいている。昨年一月に開催された理事会では、通常在庫を上回る緊急在庫の資金拠出について合意が得られたけれども、生産諸国の足なみの乱れが目

立ち、いはずすと同じような運命をたどるものと予想される。

六、すず市場の将来

もしこのままITCが崩壊するならば、それに伴いすず価格は暴落し、またその生産も縮小されることになるから、生産国は輸出所得面で損失を被ると同時に、雇用面でもきわめて深刻な影響を受ける。まず輸出所得面での損失についてみると、マレーシアとタイでは生産多角化が着実に進行しているので、問題はそれほど深刻なものではないかも知れないが、同じすず輸出国とは言つても、ボリビアの場合には、すず輸出額が全輸出額に占める比率は一九七七年に四八%⁽²¹⁾と、きわめて高い。こうして、この問題に関連して、ボリビアのベドレガル計画相は「すず価格の下落が外国為替所得面での損失という形で、きわめて貧困なボリビアに年間一億八、〇〇〇万ドルの損失を与えることになろう」と述べている。

一方、需要減退のために生産が縮小され、それに伴い雇用量が減少する。たとえば、マレーシアのすず産業で働く労働者数は二二、六〇〇人くらいと推定されるが、今回のすず危機によつてすでに四、〇〇〇人のレイ・オフが行われている（一月二〇日現在）。

さらに、すず産業そのものが深刻な影響を受けることは当然としても、他の経済部門もそれによって少なからぬ影響をこうむるのであろう。このことは外国の銀行についても言えることであつて、ITCの緩衝在庫の運用資金を融資してきた、スタンダード・チャータード銀行など一六行からなる債権銀行団もITCが破産すると、重大な困難に直面することになる。現在、ITCは、実に八五、〇〇〇トンにものぼる在庫を抱えている。また、

ITCが債権銀行団から受けている融資額は五億ポンドとも六億ポンドとも言われるが、この融資額はおそらくITCの保有在庫の規模から得られた推定値であると思われる。だが同時に、ITCはすず価格を管理するために先物市場にも介入しているので、このほかに先物市場ですす地金の三ヶ月先物の買い契約をも保有している。したがつて、ITCの抱える債務総額が九億ポンド程度とされているのは、先物契約の手仕舞い時に発生が予想される債務をも含んだ数字であろう。

とはいへ、当面の最大問題はITCがこのように巨額にのぼる債務の返済能力をほとんどもちあわせていないことであり、また事実、ITCは債権銀行団とLME会員に対して、すでにデフォルト（債務不履行）を宣言した、と報告している。⁽²³⁾もちろん債権銀行団はITC保有の在庫を担保に押さえているが、ITCによる買い支えなしに市場を開ければ、価格が暴落することは必至であり、それに伴つて担保物件の評価額も低下するわけであるから、担保物件を売却することによって債務の返済を図つても債務を全額回収するなどはできるはずがなく、概して大きな損失を被るであろう。さらに、先物取引への融資などの場合には、相場上昇時に利乗せが行われるので、相場が下落傾向に転じると、金融不安を引き起しかねない。また、たとえば、LMEの先物契約で売り越しにある（ショート・ポジションをもつ）会員は、このような場合には大きな利益を得るはずであるが、実際には利益を得るとはかぎらないのである。なぜなら、LMEはアメリカのCOMEXのように清算機構をもたなく、決算は会員である個々の売り手と買い手との間でそれぞれの責任において行われ、したがつて、取引相手が破産すると、契約不履行となることすらありうるからである。あるいは、JTAが破綻すると、それがLMEに上場されている銅、アルミニウムなどの他の取引にも波及し、LMEの威信が傷つけられるという事態も決して起りえないことではなかろう。

「」のようみてみると、市場関係者の大多数が何とかして現在の危機から脱出し、すず取引が軟着陸であるよう懸命に努力している理由がおのずと明確になつてくる。しかしながら、たとえすず市場が再開されたとしても、協定の目的が価格の高位安定化にあるかぎり、ITAは長期間にわたつて存続しえなく、軌道修正をせまられることにならう。また、その結果として、市場運営に基本的変化がでてくると予想されるのであり、やがてすず市場はより自由な市場経済へと回帰することになるのではなかろうか。また、すでにふれたように、すず取引の停止によつて、ボリビアやザンビアのような小国の債務危機が一層深刻化することは避けられそうもない。だが、この問題はそれらの小国に限定されるものではなく、はるかに広範囲に及び先進諸国をも巻き込むことになるようと思われる。すなわち、OPECはすでに崩壊の危機に瀕しているし、ITAも以上にみえたように窮地に立たされているわけであるが、「」いつた事態がINRAなど他の国際商品協定でも発生しうる可能性は高いと言えよう。そして、他の一次産品についても「」の種の危機が発生するならば、累積債務問題は一段と深刻化し、それは現在の国際金融制度を変えるほど大きな地殻変動を引き起すことにならう。

(1) *Commodity Yearbook 1983*, Commodity Research Bureau Inc., New York, P.343.

- (2) これらは、それぞれイースタン・スマルティング社とストレーナー・トレーディング社とが改称されたものである。
- (3) ロンドン・ティン・コーポレーションが支配していたマレーシアの浚渫機の大部分はマレーシア・マイニング・コーポレーション(MMC)に委譲されたが、MMCは国営会社であるPERNASによって所有されている。「」のように外見上は資産所有形態の現地資本化が進行しているようみえるが、実態は決してそのようなものではない。詳しく述べ、J・T・T・ソバーン著、石井・入江・斎藤・長谷川訳『一次産品輸出と経済発展』多賀出版、昭和五九年、一一〇~一一五ページを参照されたい。

パティノ・マイハグ社が所有してたボリビアの鉱床は、その後国有化された。

Z・ミクダシ著、青木勝則訳『資源問題の国際構造』東洋経済新報社、昭和五一年、一一九ペー^ジ。

ミクダシ、前掲訳書、一一九ペー^ジ。

ミクダシ、前掲訳書、一一七ペー^ジ。

- (8) (7) (6) (5) (4)
Joseph S.Davis, "Experience under Intergovernmental Commodity Agreement, 1902-45," *Journal of Political Economy*, June 1946, P.195.

- (9) Ervin Ernst, *International Commodity Agreements - The System of Controlling the Commodity Market*, Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1982, P.50.

- (10) Davis, *op.cit.*, P.197.

(11) 第一次ITAは一九五四年六月に批准されたが、発効したのは一九五六七年七月のベネズエラの加盟を待つてからのことであった。

(12) この事情については、入江成雄『一次産品輸出安定化施策の研究』多賀出版、昭和六〇年、一七九～一八七ペー^ジを参照されたい。

邦訳は千葉泰雄『国際商品協定』日本国際問題研究所、昭和五一一年、四一ペー^ジ。

- (13) H.G.ジョンソン著、小島清監訳、大畠弥七訳『南北問題の経済学』ダイヤモンド社、昭和四七年一六六ペー^ジ。
(14) C.P.キャンベルバーガー著、細原光、高田明、細田原淳一共訳『第四版・国際経済学』講談社、昭和四七年、一六一ペー^ジ。

ミクダシ、前掲訳書、一一一ペー^ジ。

小黒国司「国際スズ協定、崩壊の瀕^ハ際^ニ」(『世界週報』昭和六〇年一一月) 一一一ペー^ジ。

「波紋広がるすず取引停止(上)」(日本経済新社『日本経済新聞』昭和六〇年一一月六日版)。
Commodity Yearbook 1983, p.354.

Time dated 25 November 1985, P.53.

(23) (22) (21)

国際連合編『貿易統計年鑑一九八〇(上)』 一五三ページ。

Time quoted above, P.53.

「崩壊の瀕に立つ国際すず協定(上)」(日本経済新聞社『日本経済新聞』昭和六〇年一一月一九日号)。

執筆者の入江先生は昭和六十一年一月二十八日に急逝されました。
ここに謹んで先生の御冥福をお祈りいたします。